

新幹線プレス

2019年3月7日

No.418

発行者 杉澤秀則

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

水野さん、ユニオン情報に怒りの反論！

ユニオンは会社側と労働者側のどちらを向いているのか

水野良則さんの東海労加入に対し、JR東海ユニオン新幹線地本が組織情報（3月2日付・号外）で「当該組合員と～話を聞き丁寧な対応を行ってきた。～親身になって寄り添ってきた」などと主張しています。そんなことはありません。加入した水野さん自身の怒りの反論です。

JR東海ユニオンの声明に関して

水野 良則

私は会社からの仕打ちについてユニオンに相談してきましたが、結果が何も出ていないのは事実であります。

■強制年休取得について

本件について東京労働局に電話で相談したところ、違法性が高いと指摘があり、直接相談窓口に出向くよう案内されました。以前一緒に仕事をしていた先輩から、一度ユニオンにも相談するよう助言があり相談しました。当時会社から年休で休むよう指示されていたものの、年休申込簿は記載していませんでした。その時はユニオンから「申込簿は記載する必要はない」と言われました。

その後、会社から「記載しなければ不参にしてさらに処分してやる」と言われたことを伝えると、前言を翻し「会社の言う通りに記載するしかない」と言われました。

■中央労基署及び東京労働局への訪問について

年休の強制取得の件で労基署及び東京労働局へ訪問するつもりだとユニオンに伝えたところ、「労基署は自分から行かなきゃいけないし、手間暇かかるから、年休については（会社に）しっかりやってよと言うから」と思いとどまるよう説得がありました。

それで私は自分で東京労働局に行って「労働局長による助言指導制度」を

請求し、会社側から年休4日分については復元するという回答を引き出すことができました。

■出向発令について

出向を内示された日にユニオンに話しましたが、「会社はひどいことはしない」とか、「**会社の言う通りにするしかない**」と言われました。

異動に疑問がある場合は「簡易苦情申告」という制度がありますが、当時はそういう制度があることも知りませんでした。ユニオンからは何の説明もありませんでした。

それから2年ほど経過し、東海労からそのような制度があることを教えてもらいました。

■偽造超勤整理簿の存在について

裁判の過程で超勤整理簿が管理者の手によって偽造されていることが判明しました。その証拠調べは現在裁判で行っているところです。

発覚した当時ユニオンに相談しましたが、「ユニオンは今、未払い残業について真剣に取り組んでいる」と返答され、なぜか内容がすり替えられてしまいました。

超勤簿の偽造はどの職場でも日常的に行われている可能性もあり、ユニオン組合員のみならずも真剣に考えた方が良くと思います。

■さいごに

私はユニオンが何もしてくれなかったとは言っていません。2回目の出向発令時には、私が提出した簡易苦情申告に対して、動いてくれたのは事実ですし、感謝しています。

ただ、私が提起した諸々の問題については、ユニオンに相談しているものの、全て私が自ら外部機関に相談し、動き始めていることはまぎれもない事実です。

私が感じたのはユニオンは労働組合なのに**会社側と労働者側のどちらを向いているのか?**と言うことです。労働者の権利を労働組合が抑えてしまうのであれば、存在意義はないと言えるでしょう。

私は裁判を通じて会社が平気で嘘をついたり、偽造したりする組織だとわかりました。ユニオンもまた同じような体質であるならば、非常に由々しき問題であると考えます。

以上

ユニオン組合員の皆さん。東海労は労働者の側にたってともに闘います。